

答 申

第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成18年1月31日付け千葉市指令保生第58号により通知した「千葉市斎場に係る指定管理者選考に関する文書（採点総括表）」（以下「本件公文書」という。）を部分開示とした決定は、これを変更し、本件公文書は、千葉市斎場指定管理者採点総括表の表中指定管理予定候補者として選定されなかった法人の法人名を除き開示すべきである。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 公文書開示請求

異議申立人は、平成18年1月19日、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、「千葉市斎場の管理業務に際し、指定管理者を決定した経緯（審査会の協議記録簿）等に関する書類」の開示請求を行った。

2 部分開示決定

実施機関は、開示請求に係る公文書のうち、「保健福祉局指定管理予定候補者選定委員会会議要旨」については千葉市情報公開条例第7条第3号に該当するとして部分開示決定を行い、その旨を平成18年1月31日付け千葉市指令保総第10号により、また、本件公文書については、次に掲げる理由を付記して部分開示決定を行い、その旨を平成18年1月31日付け千葉市指令保生第58号により異議申立人にそれぞれ通知した。

「千葉市情報公開条例第7条第3号該当

指定管理者の詳細な採点数については、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同号ただし書に該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、本件公文書を部分開示とした決定を不服として、平成18年4月3日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、条例第19条の規定に基づき、平成18年4月28日付け18千保生第54号により本審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書の部分開示決定を取り消すとともに、不開示部分を開示するとの決定を求めたものである。

2 異議申立ての理由

(1) 条例第7条第3号ア該当性について

指定管理予定候補者として選定されなかった法人（以下「非候補法人」という。）の詳細な点数を公表することについては、指定管理者となることができなかった者の低い評価を公表することとなる以上、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するのは明白であるが、指定管理者になること自体が競争に勝利しているわけであるから、指定管理予定候補者として選定された法人（以下「候補法人」という。）の詳細な点数については、公表しても、同号アに該当する余地はない。

千葉市の法人に対する採点の結果は、指定管理予定候補者の選考過程における千葉市の法人に対する単なる評価に過ぎず、法人の得手不得手を表すものではない。このことは、選考の目的がどこにあるかによっては、評価が変わることが大いにあり得ることからも明らかである。

そもそも指定管理者の立場は公的なものであり、公的責任を担おうとする以上は一般私企業よりは情報の厳格性、透明性が求められるものである。したがって、不開示の理由とする「権利、利益を害される一定の蓋然性」も一層の具体性が求められるものであって、実施機関の主張する理由だけでは不十分である。

(2) 条例第9条該当性について

条例第9条は「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

候補法人の詳細な点数は、今後指定管理者となろうとする者にとっての指針となるべきものであり、指定管理者選考過程の透明性の確保の観点からも公開することが求められるものといえるばかりか、むしろ公表しないことのほうが、公正な競争を阻害することにつながり、本市の情報公開の趣旨に反するものとなるため、本条に該当することは明白である。

第4 実施機関の説明

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 条例第7条第3号ア該当性について

条例第7条第3号ア所定の「当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれ」があるか否かの判断には、一定の蓋然性が認められれば足りると解される。

(1) 指定管理者として選定された法人の詳細な点数について

候補法人の詳細な点数を開示すると、総括表中に記載されている市民サービスの提供や経営状況、環境管理、事業計画、管理経費等当該事業者の営業上の得手不得手を示す情報が明らかになり、どの事業部門に重点を置いてどのような経営方法で経営を行っているかを同業他法人に知られることとなり、今後同様の指定管理予定候補者の選定が行われた際に同業他法人に有利になるばかりでなく、指定管理者の公募以外の経済活動においても、候補法人の正当な権利・利益を侵害するおそれがある。

(2) 非候補法人の法人名について

異議申立人は異議申立書において非候補法人の法人名の不開示が不当である理由を述べておらず、むしろ非候補法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害しないための何らかの手立ては必要であると述べており、認識に双方争いがないことから、言及しない。

2 条例第9条該当性について

本件における候補法人の詳細な点数の開示については、そもそも公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして不開示としているものであって、選定委員会に応募した法人の利益を害してまで、指定管理者に今後応

募する法人の指針等のために公益上特に必要であるとして開示する合理的理由は存在せず、条例第9条に該当するものではない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成16年12月24日に行った千葉市斎場に係る指定管理予定候補者選考に関する採点総括表であり、審査項目・評価のポイント毎に公募に応じた7法人の採点結果を記載した文書である。

2 条例第7条第3号ア該当性について

(1) 実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報について
候補法人の詳細な点数及び選定されなかった法人の法人名

(2) 本号の趣旨及び解釈

本号は、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等が記録された公文書を、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる場合を除き、不開示とすることとしたものである。

(3) 本号ア該当性について

ア 候補法人の詳細な点数について

実施機関は、詳細な点数の開示により、当該事業者の営業上の得手不得手を示す情報が明らかになり、どの事業部門に重点を置いてどのような経営方法で経営を行っているかを同業他法人に知られることとなるため、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張するが、候補法人は、開示請求が行われた時点で既に議会の議決を経て指定管理者の指定を受けており、千葉市の公の施設の管理を代行するという公的な職責・権能を有するものであることから、審査内容についてもその透明性の確保が強く求められるところであって、詳細な採点数の開示も受忍すべきと考えられるものであり、他の一般の法人の場合と異なり、詳細な採点数の不開示を求める正当な利益があるとはいえない。

したがって、候補法人の詳細な点数は、条例第7条第3号アに該当しない。本件公文書中の候補法人の詳細な点数は、条例第9条該当性について論ずるまでもなく、開示すべきである。

イ 非候補法人の法人名について

非候補法人の採点結果は、既に開示されており、さらに当該法人名まで開示することとなると、個々の法人に対応する採点結果が明らかになるとともに、非候補法人相互の点数の比較が可能になるものであり、選定委員による斎場の管理という特定の事項についての視点からの評価であるにもかかわらず、評価をした主体が公的な立場にある地方公共団体であることから、法人間の優劣について予断を与える可能性も否定できないことも勘案すれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれが予想される。

また、非候補法人は、候補法人とは異なり、公的な職責・権能を持つものではないから、開示を受忍すべき立場にあるとまではいえない。

したがって、非候補法人の法人名は、条例第 7 条第 3 号アに該当すると考えられ、また、条例第 9 条に基づき裁量的開示を行うべき特段の事由も認められないことから、実施機関の判断は結論において妥当である。

以上により、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

< 参考 >

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成 1 8 年 4 月 2 8 日	諮問書の受理
平成 1 8 年 5 月 2 9 日	実施機関から理由説明書を受理
平成 1 8 年 6 月 2 3 日	異議申立人から意見書を受理
平成 1 8 年 7 月 3 日	審議（第 8 2 回審査会）
平成 1 8 年 8 月 4 日	審議（第 8 3 回審査会）
平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日	審議（第 8 4 回審査会）